

デイスターゴルフクラブ ゴルフ場利用約款

本ゴルフ場を利用されるお客様は、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守りいただき、安全で快適なプレーをお楽しみ下さるようお願い申し上げます。

記

<約款の適用範囲>

第 1 条

本ゴルフ場を利用される方(以下、利用者という)は、本ゴルフ場の諸規則ならびに本約款をご確認の上ご利用いただけます。

<利用契約の成立>

第 2 条

本ゴルフ場の利用者は、当日フロントにおいて、所定の用紙に署名または、チェックインシステムにより所定の手続をしてください。これにより、本ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引き受けすることといたします。

<利用の申込み及び違約金>

第 3 条

プレーの申し込み、予約キャンセル料のお支払いは、本ゴルフ場の規定に従っていただけます。なお、キャンセル料について前日・当日キャンセルは、キャンセル料をいただく場合がございます。

<施設利用及び利用継続の拒絶>

第 4 条

本ゴルフ場は、次の場合には、施設の利用または利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 天災その他止むを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
- 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。
- ルール、マナー及び警告を無視して、スロープレーを改めないとき。
- ゴルフ場の定めたドレスコードに違反している方。
- その他本約款に違反した場合、ならびに本ゴルフ場の施設を利用することが好ましくない事由があるとき。

<暴力団員等の入場・プレーの拒絶>

第 5 条

本ゴルフ場は、利用者が暴力団員等の反社会的勢力並びにその関係者であることが判明したときは、プレー前またはプレーの途中であるとを問わず、暴力団員等の反社会的勢力並びにその関係者及びその同伴者(暴力団員等の反社会的勢力でなくとも)のプレーをお断りします。但し、途中でプレーをお断りした場合でも、合理的な計算根拠に基づいて算出した利用代金をお支払いいただくものとします。

<休業日・開場時間>

第 6 条

本ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、本ゴルフ場の定めるところによります。但し臨時に変更することがあります。

<貴重品等の保管管理>

第 7 条

来場者の金銭、その他貴重品の取り扱いについては、次の通りとします。

1. 金銭などは、必ず貴重品ロッカーまたはフロントの貴重品預かりをご利用ください。なお、貴重品ロッカーのご利用にあたっては、「セーフティーボックス利用規約」に基づいてください。

2. ゴルフ場内で生じた来場者の所持品の破損、貴重品ロッカー、その他ゴルフ場内での現金、貴重品の紛失、盗難その他いかなる損害に対しても、その責任は負いません。多額の現金や高額な物品をゴルフ場には持ち込まないで下さい。

<携帯品・自動車等>

第 8 条

携帯品やゴルフ場敷地内に駐車中の自動車ならびに車中の物品についての盗難、損傷などについては、本ゴルフ場は責任を負いません。

<宅配便の取扱い>

第 9 条

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズ等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中のこれらの物品の盗難、紛失、破損など本ゴルフ場では一切の責任を負いません。

<ロッカーの収納品>

第 10 条

ロッカー収納品の事故については、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

<プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守>

第 11 条

ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

<ティグランドにおける素振り>

第 12 条

素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外では、なさらないでください。また、プレーヤーは、みだりにティグランドに立ち入らないでください。

<キャディおよびフォアキャディの合図と飛距離の確認>

第 13 条

キャディまたはフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときのみ合図です。尚、打球事故は当事者間で解決していただくこととし、本ゴルフ場はその責任を一切負いません。

<打者の前方に出ないこと>

第 14 条

同伴プレーヤーは、打者の前方へは絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果生じた事故やプレーヤー同士の打球事故についてはプレーヤー同士で解決していただくこととし、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

<隣接ホールへ打ち込んだ場合>

第 15 条

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、方向性を適切に判断し、慎重に打球してください。また、隣接ホールへ打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーの了解を得た上、自己の同伴プレーヤーにも十分注意して打球してください。

<避難および退避所>

第 16 条

後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所又は待避所に避難してください。

<ホール・アウト後の退去>

第 17 条

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球にたいし、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

<雷鳴、地震があったとき>

第 18 条

雷鳴があって落雷の危険がある場合には、直ちにプレーを中止し、防雷避難所等安全と思われる場所に退避してください。また、地震があったときも同様に、直ちにプレーを中止して斜面の崩壊や、橋梁その他施設の損壊に注意してください。

<乗用カートの使用>

第 19 条

プレーヤーは、乗用カートに掲示されている注意事項をはじめ以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗降時の安全に充分注意してください。乗用カートを操作する場合は、備え付けの取扱い説明書ならびにゴルフコース内の案内表示に従い、安全運転に努め、同乗者の安全に充分注意してください。飲酒運転は禁止します。故意又は過失によりカート事故を誘発した場合、事故により生じた損害を賠償していただきます。

1. カート走行中

- 必ずシートに座り、カートの把手部分に掴まってください。
- カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- 走行中の乗車や下車はしないでください。

2. キャディ付の場合

- カートやリモコンは、キャディが操作しますので、プレーヤーは絶対に操作しないでください。
- カートの運転装置(電源など)に手を触れないでください。

3. セルフプレーの場合

- カートの運転は自動車運転免許所持者に限定します。
- 利用者は、リモコン、発進/停止ボタン以外の装置には、絶対に触れないでください。
- 運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上発車してください。
- カートは、打球が当るおそれがある位置には止めないでください。打球により生じた損害は賠償していただきます。
- カートの運転操作ミスによる事故について本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

<火気使用の禁止>

第 20 条

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外では厳禁します。マッチの燃えがら、タバコの吸いがらは必ずよく消して備え付けの吸殻入れにお入れください。

<違背の場合の責任>

第 21 条

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合又は、自分が違反して損害等の被害を受けた場合本ゴルフ場は一切損害賠償などの責任は負いません。

<プレー終了後のクラブ等の確認>

第 22 条

利用者はプレーを終了した場合は、各自クラブを点検し相違ない

か慎重に確認してください。クラブをお渡しした後のクラブ等の不足、瑕疵については、本ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際にご確認願います。

<施設に損害を与えた場合の責任>

第 23 条

利用者の故意又は過失により、本ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

<施設への持ち込み品>

第 24 条

施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- 著しく悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類等
- 火薬、揮発油等発火、爆発の恐れがあるもの
- 騒音を発するもの
- 愛犬などのペット類

<行為の禁止>

第 25 条

施設内で下記の行為は禁止いたします。

- とばく、その他風紀を乱す行為
- 物品販売、広告宣伝等の行為
- 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- いれずみ(タウを含む)をした方のご入場
- 飲食物のレストランへの持ち込みによる利用
- コース内において練習ストロークをすること
- 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)。尚、許可した場合であっても、利用者以外(含むギャラリー)が傷害などの被害を受けた場合、本ゴルフ場は一切損害賠償などの責任を負いません。

<遺失物>

第 26 条

本ゴルフ場での落し物・忘れ物に関しては、改正遺失物法に基づき処理をさせていただきます。保管期間と定められている3ヶ月を過ぎたものについては、本ゴルフ場の判断で処分させていただきます。

<個人情報>

第 27 条

本ゴルフ場では、館内表示システムや遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

<信義則>

第 28 条

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

以上

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 23 年 6 月 9 日改正

平成 23 年 8 月 10 日改正